

P R E S S

2013年4月24日発行

Vol.6

Contents

[巻頭] ごあいさつ

[PI] フラッシュ&トピックス

手話言語法について 松本晶行

「個人保証制度」の見直しについて 桂 充弘
—民法改正作業にご注目を—

弁護士の専門分野 工藤展久

スラマツパギ・インドネシア 壇 俊光

裁判員裁判手続について 今村昭悟

消費者被害事件について 相川大輔

[PI9] 事務所だより 2013年 私たちの抱負



GOTOH

梧桐

北尻総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル5階501号室
TEL 06-6364-0181(代) FAX 06-6364-0185



ごあいさつ

民主党が大敗北を喫し、自民党政権が復活。安倍内閣の提唱する大胆な金融政策、財政政策を受けて株や土地の値上がり、円安への動きがみられ、春の到来とばかりに浮かれ出す兆候もみられます。

もっとも、バブルを経験した年代からすると、無駄使いの象徴のような公共事業の復活や、後世への借金増加、財政破綻リスクといったところも気になるところです。

消費税率引き上げの影響や、中小企業金融円滑化法がこの3月で終わる影響も未知数のままです。

混迷を深める社会の動向と無関係にいられない弁護士業務ですが、6名の弁護士が社会正義の実現と基本的人権の擁護を共通の指針として、皆様の法的ニーズに対応できるよう邁進したいと念じております。一層のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

皆様方のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

2013年4月

北尻総合法律事務所

弁護士 松本 晶行
弁護士 桂 充弘
弁護士 工藤 展久
弁護士 壇 俊光
弁護士 今村 昭悟
弁護士 相川 大輔
事務局一同





フラッシュ
&トピックス

FLASH & TOPICS

Article

手話言語法について

弁護士 松本 晶行



ろうあ者の全国組織である「全日本ろうあ連盟」は、関係団体と

ともに「手話言語法(仮称)」の制定運動に取り組んでいる。

もう半世紀近くたったが、聴覚障害者弁護士第1号は私だそうだ。また昨年6月で退任したが、全日本ろうあ連盟の役職も数十年間続けさせてもらった。今回は、この立場で、手話言語法(仮称)について紹介させて頂くこと

にした。

* * * *

2006年12月、国連総会は「障害者権利条約」を採択した(発効は2008年5月)。日本の批准はまだだが、政府の署名は2007年9月に完了している。そして、2011年8月に「障害者基本法」が改正・公布された。

障害者権利条約は、第2条で「(条約の適用上)『言語』とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等という」と規定する。

改正された障害者基本法は、第1条、第3条で「全ての国民が障害の有無にかかわらず」「かけがえのない個人と

して尊重される」平等な社会の実現のために「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を規定した。「手話は言語」と確認した最初の法律である。

* * *

ろう教育は、戦前からずっと「口話教育」を絶対視してきた。声で話す「発語訓練」と唇の動きで話を読み取る「読話訓練」のことで、手話は頭から排除されてきた。しかし、聞こえない生徒たちが「口話」で自由に会話で

きるようになるわけではない。授業から離れると、生徒たちは自然に覚えた手話を中心に会話してきた。

ろう教育も、今は手話を認める方向にある。ただ、あくまで認める「方向にある」段階である。

* * *

戦後に結成された全日本ろうあ連盟は、手話を通じないまま、ろうあ者は福祉事務所でも放置されていることを問題にし、手話と手話通訳の保障を要求してきた。

そして、厚生省（現厚生労働省）は、1970年に手話奉仕員養成事業を開始し、1973年に手話通訳設置事業、1976年には手話通訳派遣

事業と拡充させてゆく。1989年には厚生省告示による「手話通訳士」認定試験が開始されている。

福祉行政では手話が全面肯定され、まだまだ不十分であるが、手話通訳の制度化が進められてきたが、学校教育の場では、手話を認める方向にあると言っても、自由に手話ができる先生は少ないし、先生たちの手話研修も保障されていない。

「手話言語法（仮称）」運動は、こういった事情を背景に、手話の普及と保障を目指している。

* * *

もつとも、情報・コミュニケーションの「完全参加と平等」は、手話だけ

の問題ではない。さまざまな障害をもつ人たちのために、さまざまな情報へのアクセスと自由なコミュニケーションの保障が必要である。

詳述する余裕はないが、例えば、聴覚障害者への手話保障、文字やイラストでの情報提供、補聴器使用の環境整備、視覚障害者の点字や拡大文字、点字ブロックや駅のホームドア（ホームの柵）の普及、いろいろな視覚情報の音声化・触覚化の保障、聴覚・視覚の重複障害者のためには触手話や指点字等の保障が必要となる。

そこで、「手話言語法（仮称）」と並行して、障害者全体を対象とする「情報コミュニケーション法（仮称）」制

定の運動が進められている。全日本ろうあ連盟も運動の先頭に立っている。

さらに言えば、情報・コミュニケーション保障は、障害者だけでなく、国民共通と言ってもよい問題があるのではないか。ひとり暮しの人がマンションで死亡したまま一カ月以上誰も気づかなかつたというようなニュースが時々ある今の日本で、国民同士、住民同士での自由なコミュニケーションがあると本当に言えるだろうか。そんなことを具体的に検証しながら、この運動への支援をお願いするゆえんである。



「個人保証制度」の

見直しについて

—民法改正作業にご注目を—

弁護士 桂 充弘

120年振りの
大改正

明治29年に制定された民法について、
今大改正が検討されています。約
120年振りの大改正です。私人間
の決まりごとの大原則を定めた民法の
改正作業であるため、改正内容如何に
よっては、多くの皆様に何らかの影響
がでることが予想されます。私には関
係ないことだと他人事のように見過ご

すわけにはいかない改正作業です。

先日、改正を検討している法制審議
会がまとめた「中間試案」が明らかに
なりました。その中で注目されている
ものの一つが「個人保証」制度をどの
ようにすべきか、という点です。

保証制度では、債務者本人が支払い
できない場合、債務者と同じ責任を保
証人が問われることとなります。日本
の金融制度では金融機関からの貸付に
際しては、殆どの貸付事案で不動産担
保を取るだけでなく、会社経営者個人、
さらにはその親族・友人らについても
保証人となることを求めることがよく
行われています。個人保証なしには融
資を受けられないというのが現状です。

しかし、この実態は、経営に関与しな
い保証人も、場合によってはハンコー
つで重大な責任を負うことになったり、
新しいアイデアだけでは新規事業にチ
ャレンジし難いといった問題などから、
保証制度の是非自体が議論されること
になりました。

民主党がだしていたマニフェストで
は、個人保証は経営者のチャレンジ精
神を失わせ、企業再生を阻害している
こと等から「個人保証の廃止を含めた
見直し」をうたっており、法制審での
審議内容がどうなるのか注目されてい
たのです。

中間試案

出された中間試案では「銀行などが中小企業に融資する場合に求める個人保証について経営者以外は認めない」という内容となりました。個人保証制度自体は民主党が提唱するような廃止はせずに残すが、保証人となりえるのは事業経営者個人だけとし、親戚友人等まで求めることは駄目との対応となっています。

融資する金融機関からすれば貸倒れリスクを回避し、金融の健全化を図るためには保証人制度は不可欠であり、保証人をとらないようだと中小企業への融資が逆に滞る、あるいは経営者のモラルハザードを防げないといった主張がなされていました。改正試案についてもこ

の点からの反対意見が強いようです。

他方、借手側からすると、事業リスクを経営者個人がすべて負わなければならず、新しい事業を起こしにくい点、一度経営に失敗した経営者の再起が難しいことや、さらには、自殺増加の遠因になっているのでは、といった点も指摘されています。

人とは別に法人に権利主体となる資格を認め、出資者は出資額以上の責任を負わないという有限責任を認めて資金を集めやすくし、事業の活性化を図ろうとする株式会社制度の趣旨等からすれば、経営者個人やその親戚縁者が会社と同じ責任を負うという保証人制度が原則となることは、制度本来の趣

旨からはずれているのではないかとの疑問が拭えませんが、経営者個人に限る改正試案でも同様の疑問が残ります。



新規産業育成へ向けて

景気が停滞し、国際競争に負けているといわれる日本経済が再生するためには、小手先の金融・財政政策だけでなく、新しい事業の誕生・育成が不可欠なはずだ。戦後の復興を支えたソニーやホンダも初めは町工場のベンチャー企業でした。中小企業の育成なしに、新しい産業の育成や、日本の再生はなしえないはずだ。多くの若者が新規事業にチャレンジし易くするため、民主党が提唱するような大胆な個人保証制度の見直し案も捨てがたいものがあります。

融資の健全化を図るためといいつつ、

十分な担保や保証なしには融資できないという金融機関の不安は金融機関の怠慢ではないのか。かつてバブル時代にいくつもの金融機関が料亭の女将に多額の融資をしたようなことを求めているわけではありません。経営者のやる気や事業の将来性を見極め、金融機関も一定のリスクを負って、ある程度は無担保無保証でも融資すべきではないのか。融資すること自体に臆病になつてはいけないはずだ。

銀行の責務

銀行法1条では、銀行業務の公共性を宣言しています。町の高利貸しとは本質的に異なるのです。そのため免許

制がとられ、独占的地位が与えられているはずなのですが…。銀行が本来の公共性を維持し、自らの利益や保身にのみ走ることなく、新規産業の育成に力を発揮していれば、そもそも個人保証制度の見直しは議論にすらならなかったのではないかと、思うのは私だけでしょうか。

120年振りの民法大改正では保証制度を含め約300項目が見直しの検討対象となっており、早ければ2015年にも改正法案が出される予定です。個人保証制度を含め民法改正作業にご注目下さい。

Article

弁護士の専門分野

弁護士 工藤 展久



皆様、お元気で過ごしてでしょうか。1年ぶりにこの事務所報を

通じて、皆様にご挨拶をさせていただきますこととなります。

私自身は、家族共々元気で、相変わらず忙しい毎日を過ごしております。

司法制度改革の影響により、ここ数年間で弁護士が飛躍的に増加し、テレビや電車内で法律事務所の広告を目にする機会も増えてきたことに皆様お気

づきと 생각합니다。そのような広告には「〇〇専門」と銘打ったものがありますが、残念ながら、そのような広告を出している法律事務所にも所属する弁護士が、広告でうたっている種類の事件を本当にたくさん担当したことがあるのかについては、規制があるようではないというのが実情です。

ただ、弁護士が自分の専門分野を標榜するのは、そのような特定分野の事件について、一定の数以上に担当した経験がなければ正当なものとは言えないでしょう。私自身、今年で弁護士21年目となりますが、これまでに本当にたくさんの方の多種多様な事件を担当する経験を積ませていただきましたので、

ある特定の種類の事件を「専門」と言うのには躊躇を覚えますが、会社関係のご相談を除くと、特に多いのは破産・倒産関係と離婚事件になると思います。破産・倒産事件に関しては、債務を多額に負ってしまった側から何らかの手続を取る破産申立てや債務整理などを行う事件は、正確に受任した事件の数を数えたことはありませんが200件を越えていると思います。また、破産事件が裁判所に申し立てられた後に、裁判所からの依頼で破産した人や会社の財産を換価し、配当を行うという破産管財人として関与した事件も100件に近い数を経験しております。倒産事件の肝要は、受任した

時点でのような手段を取るのが適切かを見極めることと混乱状態を回避して円滑に裁判所の手続に引き継ぐことにあります。

また、倒産事件を申し立てる側で関与する場合には、破産や倒産手続が始まり終結した後の、代表者や従業員の方々の生活が再建できるようにお手伝いをすることも重要なポイントになると考えています。会社が事実上倒産した場合には、従業員の方々の給与や退職金が未払いのままになってしまうこともままあります。この場合に、法律上の手続を取らないで会社が放置されると、従業員の方々の給与や退職金には何らの手当てもなされないうままとなってしまう

可能性があります。他方で事実上倒産した会社に資産が残されていない場合には、破産手続の中で未払いの賃金や退職金に配当がなされることはほとんど期待できませんが、そのような会社でも正式な破産手続を取った場合には、独立行政法人労働者健康福祉機構という機関が、未払いの賃金や退職金の一部について立替払をする制度があります。従って、会社が事実上倒産状態に陥っても、正式な法的手続として破産手続を申請することで、未払いの賃金や退職金の一部が従業員の方に支払われることになるのです。

また、離婚事件に関しても、これまでに60件以上の事件を経験してきました

た。離婚事件は、幼い子どもさんがいる御夫婦のケース、子どもさんがいないか、既に成人に達している御夫婦のケース、いわゆるDVが疑われる御夫婦のケースなど、それぞれによって配慮すべき事情は異なってきます。いずれにおいても、弁護士に相談に來られる方の場合には、当事者間の感情的対立が相当に強いことが多く、そのような相談者のお気持ちをお聞きしながら、より良い解決に向けてアドバイスをさせていただくよう心掛けております。特に、子どもさんの健全な成長を考慮すれば、希望される親御さんとは離婚後の面接交渉ができるだけ円滑に進むようにという配慮も欠かせないと思っ

ております。感情的な対立が強いと、直近の状況だけに目が向いて、数年後に成長した子どもさんの思いにまで考えが及ばない場合もありますが、弁護士として関与することで、これまでの経験をお話し、離婚によってお父さんやお母さんと別生活になった子どもさんが自信を持って成長するためには、面接交渉を重ねることが大切だと考えております。弁護士としての助言は、時には依頼者の方には受け入れることが難しいというご意見をいただくこともありませんが、少し先を見た助言であることも考慮して耳を傾けて戴ければ幸いです。

これからも宜しくお願いいたします。

Article

スラマツパギ インドネシア

弁護士 壇 俊光



1 インドネシア視察

ドネシアに行ってきました。昨年、念願のインドネシアに行ってきました。

訪問先をインドネシアにしたのは、オランウータン目当てでも、バリ島でスキューバダイビングでもありません。日本企業の進出状況の視察です。

これまで、日本企業の進出先は中国がメインでした。しかし、日中の関係悪化や経済成長の鈍化などから、新た

な進出先候補が求められています。これからはインドネシアという話をよく聞きますが、自分の目で見てみようと思いついてきたのです。

延々と空路を乗り継いでたどり着いた、赤道の向こうの国は、えげつない交通渋滞と、日本よりも多い日本車と、焼きめし（ナシゴレン）と、なぜか人気のある五輪真弓の歌と、同じくなぜか人気のある JKT 48（AKB 48 のジャカルタ版です）が驚きの暑い国でした。親日家が多いのも、ネクストチヤイナとしての大きなポイントです。ジャカルタには、日本人も多く住んでおり、ジャカルタ市内では、日本人学校、日本食材購入可能なスーパーマ

ーケット、日本料理店などもあります。しかし、日本料理には「チキンカツカレーラーメン」みたいなチト怪しいものもありますので日本と同じというわけでもありません。

2 インドネシアNOW

実際に現地まで行ってわかったことは、現在、日本で言われているインドネシアの話は、今のインドネシアの話ではないこともあるということです。

というのも、既に安い人件費という時代は終わっていて、安価な人件費目的の企業は、既に海外移転をしているそうです。

他方、一般的に所得が年間3千ドル

を超える、自動車や携帯電話などの耐久消費財の購買意欲が急速に高まると言われていますが、インドネシアはちょうどその時期に来ており（都市部と地方部の所得格差が大きいので一概にはそう言えないのですが）、ショッピングセンターがこれでもかと建築されていきます。

日本にとって、今後はむしろ巨大な消費市場としてのインドネシアに進出していくべき状況となっています。

3 インドネシア進出への注意点

インドネシアに興味を持たれて、これからインドネシア進出に挑む際には、以下の点に特に注意してください。

1 労使問題

急激な人件費の高騰やストライキ等の労使問題が大きくなりリスクとなっています。

これに対しては、常日頃からワーカーとの信頼関係を築いておくことが重要で、ある企業では、お祭り好きな国民性なので、改善活動や品質向上に対する表彰などを実施して、会社の一体感構築に務めているそうです。また、工場の安全管理体制は、安全第一で、日本と同じ基準だそうです。

どうやら、インドネシアでは、本格的企業経営がうまくいくようです。

2 管理職の確保

インドネシアでは総務、人事、経理の各業務を遂行するためには、法律によりインドネシア人であることが必要とされています。そのため、英語または日本語でコミュニケーションが取れるインドネシア人、特に日本への留学経験のある人は大人気で、なかなか採用できないそうです。

3 イスラム教への理解

インドネシアは、イスラム国家ではないです（イスラム、カトリック、プロテスタント、ヒンドゥー、仏教、儒教のいずれかに属する必要があ

る。）、しかし、人口の86%がイスラム教徒とされています。

そのため、イスラム教への配慮、社員食堂ではハラールと呼ばれる食べ物やラマダン（断食）への配慮、礼拝時間を考慮した勤務時間等が必要です。

今回訪問した企業では、工場に礼拝施設（モスク）を設けたり、早朝の礼拝時間を考慮して、工場の始業時間を早めに設定したりするなどの工夫をしていました。

ただ、そう一筋縄ではいかないのが、BHINNEKA TUNGGAL IKA（多様性の中の統一）の国インドネシア。たとえば、バリ島出身者はヒンズー

教徒が多いので、サテサピ（牛の串焼き）がアウト、彼らの大好きなバ



（みんな大好きアヤムゴレン）

ビッグリン（豚の丸焼き）は、イスラム教徒がアウト、そんなこんなでアヤムゴレン（鳥の唐揚げ）がみんなのご馳走となります。

④ 知的財産

日本国内のような保護は期待できません。

また、海外企業対インドネシア企業の訴訟では、日本では理解しがたい敗訴判決も出ており、秘密の保護には注意が必要です。

④ 頑張れ日本企業

ジャカルタでは、韓国企業の進出が目立ちます。空港で見る看板は、

Samsung や LG エレクトロニクスばかりで、日本企業は自動車産業が進出しているものの、寂しい状況のようです。

それでも、スーパーマーケットには、中国やその他の国の製品に押されながらも、日本の洗剤やお菓子が並んでいますし、日本のユニクロがインドネシアでの現地生産・販売を決めたようですので、まだまだ、楽しみな国です。

今後、元気な日本企業のチャレンジを応援できるようなことがあったらと思っています。



裁判員裁判手続について

弁護士 今村 昭悟



1 昨年は、私と壇弁護士の二人で、当事務所の弁護士として初めて、裁判員裁判事件を担当いたしました。

そこで、今回は、裁判員裁判手続について、もしも皆様が裁判員の候補者に選ばれた時は、どうなるのかを中心に説明いたします。

2 裁判員裁判とは、裁判官3名と

もに、市民から選ばれた裁判員6名が裁判手続に参加し、証拠調べを行い、弁論を聞いて、評議し、判決を下す手続を言います。

3 裁判員候補者は、各地区の選挙人名簿から、抽選で決まります。

毎年11月、裁判員の候補者に選ばれた人には、裁判所から通知があります。

原則として通知があれば、翌年1月1日から12月31日までは裁判員候補者として、裁判員裁判のために裁判所に呼び出される可能性があります。

ただし、法律で定められた辞退事

由のある方（70歳以上の方や、数年内に裁判員等に選ばれたことのある方等）は、通知書に同封された調査票にその旨記載することで、裁判員を辞退することができます。

4 刑事裁判手続が始まると、裁判官、検察官、弁護士は、争点や証拠を整理して、裁判の準備をします。裁判員は整理が終わり裁判の日程が決まった段階で選ばれます。

まず、その地域の裁判員候補者の中から、抽選で選ばれた候補者が、大体一つの事件で90人程度、裁判員の選任手続のため裁判所に呼び出されます。

呼出し状は、選任手続を行う日の6週間前までには、送付されます。

5 呼び出しを受けた裁判員候補者には、出頭義務があり、違反者には、10万円以下の過料の罰則が定められています。

今のところ、この罰則が科された例はありません。裁判所の公表している資料によれば、呼び出しを受けた人の半数程度が、正当な理由があるとして、辞退が認められているようです。

ただ、単に仕事や家事があるとか、裁判員になるのが怖いとか、精神的に負担だといった理由では、辞退の

理由になりません。

法律上、辞退事由は「重い疾病または傷害により出頭困難」「介護、養育等の必要」「事業における重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」「社会生活上の重要な用務であつて他の期日に行うことができないものがある」などと定められております。

運用上、これらの事情は柔軟に考えられており、明確な理由があつて辞退したいと言っている方を、無理に裁判員に選ぶことはほとんどないと思われています。

したがって、ご自分が呼び出され

た場合で、裁判員として出頭することが困難な事情がある時は、速やかに裁判所に連絡して、裁判所と相談すべきです。

6 ただ、裁判所の公表している裁判員へのアンケート結果によれば、裁判員として裁判に関与された方のほとんどが、得難い経験になったと回答されています。裁判員裁判への参加は、国民の義務でもあります。

そのため職場や家族の理解を得ることが可能であれば、できるだけ出頭された方がよいでしょう。また、企業におかれても、従業員や役員が裁判員に選ばれた際には、出頭に協力する

体制を作ることが望ましいと思います。

7 選任手続では、候補者は、裁判官から手続の説明を受け、裁判員になることのできない事情がないか確認されます。

最終的に、呼び出しに応じた候補者の中で、審理を行う裁判員6名と補助裁判員（通常は2名）が抽選で選ばれます。

なお補助裁判員は、途中で裁判員に欠員が出た場合の控えて、裁判員と同様に裁判に同席します。

8 裁判員裁判は、3日間ないし4日間で終わるケースが多いようですが、

1ヶ月以上も続く場合もあります。裁判員には、一日1万円以内の日当と交通費、必要であれば宿泊費が支給されます。

9 私が実際に担当した印象では、裁判員に対して、裁判の手続や内容をわかりやすく説明する工夫がされていると感じました。裁判員として参加されても、専門用語ばかりでわけがわからない、ということにはならないと思います。

また、これまでの裁判官の考え方にとらわれることなく、裁判員の意見が、判決に反映されているという印象を持ちました。

10 最後に、大阪弁護士会では、裁判員裁判をテーマにした無料ゲームを、インターネット上で、配布しています。これは現役の弁護士が作成したもので、裁判員裁判のシミュレーションとしても、ゲームとしてもよくできていると評判です。興味のある方は、一度大阪弁護士会のホームページにアクセスしてみてください。



消費者被害事件について

弁護士 相川大輔



1 私たちの生活では、消費者として商品を購入したり、サービスの提供を受けたりする行為は日常的に行われています。

そして、こうした取引において、特に消費者が不要な商品の購入を迫られたり、誤った情報を与えられたりする結果、大切な財産や、時には健康や生命を侵害される事件、すなわち「消費者被害事件」が、残念な

がら後を絶ちません。

テレビや新聞ではマルチ商法や投資詐欺のニュース報道が散見されまじ、最近も、消費者庁が不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に違反しうることを明示したコンプガチャの問題や、有名芸能人が関わっていたとされるペニーオークションの問題などがニュースを騒がせました。

このように、消費者被害事件は日常的に発生しており、その手口も多種多様です。

2 私たち弁護士も、裁判所での訴訟活動やその準備を行うだけでなく、

事務所や弁護士会、自治体にて一般の方から法律相談を受けることがあります。その中でも消費者被害の相談は一定の割合を占めます。

そして、時にはこれまでに見たこともない消費者被害の問題に出会うことがあります。

そうした時に、私たちは民法や商法といった一般法のほか、消費者を保護するために規定された特別法を参照し、被害に遭った方を救済できないか、検討します。

3 例えば、消費者契約法は、平成13年に施行された法律で、消費者と事業者との間の情報の質・量・交渉力

の格差があることを踏まえ、「事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合」について契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消を認めるほか、「消費者の利益を不当に害することとなる条項」の全部又は一部を無効とすることを認める法律であり、消費者を保護する特別法の代表的なものといえます。

また、同法よりも歴史の古い特定商取引に関する法律（特商法）は、訪問販売や通信販売など、消費者トラブルが頻発する取引について規定しており、一定の事由がある場合に、契約の解約や解除、クーリングオフを認めています。

そのほか、例えば、お金の貸借や出資が伴う取引であれば貸金業法や出資法を、クレジット被害であれば割賦販売法、冒頭に紹介したコンプガチャのように景品の表示方法に問題があると思われる場合であれば景品表示法をそれぞれ参照するなどして、私たちは、消費者救済の方法を検討するのです。

4 そして、実際に法律に反した取引が行われていたと判断すれば、調査を行い、証拠を収集するとともに、必要とあれば事業者から消費者に対して提起された訴訟に対応し、あるいは逆に、事業者が金銭の返還や損

害賠償を請求することになります。

こうした作業は、時に膨大な労力と時間を要するものです。そもそも、最初に触れたように、消費者被害の手口は多種多様であり、新たな法律の制定や法改正が行われます（いわば「いちたちごっこ」の関係にあると言ってもよいかもしれません。）ので、その確認を怠ることもできず、事件処理に伴う作業の量も多いのですが、それでも、消費者が一方的に被害を受ける事態は、早期に解決されなければなりません。

特に最近では、高齢者が被害に遭う事態が頻発していますし、「貧困ビジネス」という言葉もあるように、

経済的に弱い立場にある方が被害に遭うケースが多く発生しており、社会正義の観点からも、こうした事態を放置することは許されません。

5 確かに、消費者被害事件は解決が困難なことが多く、特に証拠が十分に残っていないかったり、あるいは既存の法律では対応できなかったりするなど、消費者の方の力にならないケースも多く、弁護士としても、自身の力不足を痛感することも少なくありません。

しかし、早期に弁護士に相談していただいたおかげで良好な結果が得られるケースも多々ありますし、粘

り強く対応することにより、被害を最小限度に食い止めることができるケースも珍しくありません。

被害者の中には被害に遭ったことを恥ずかしく思い、他の人に相談できないうような場合が多いのも消費者被害事件の特徴ですが、そんな時でも、決して恥ずかしく思うことなく当事務所の弁護士に相談していただければと思います。

また、消費者を相手にする企業の側も、コンプライアンスの観点から、消費者トラブルを未然に防ぐべく、相談をしていただけると幸いです。皆様の力になるべく、労を惜しまぬ良きパートナーでありたいと思います。



「スポーツ事故の法務」

裁判例からみる安全配慮義務と責任論

スポーツ事故について、当事務所の弁護士が執筆に加わった書籍が出版されました。

ご参考にして下さい。

編著 日本弁護士連合会
弁護士業務改革委員会
スポーツ・エンターテインメント法促進PT
発行者 株式会社 創耕舎



事務局だより 2013年 私たちの抱負



菱田伊津美

大西ユカリさんご存知ですか？通天閣を拠点に活動する歌手です。ほぼ毎月ライブに通い10年目。何度聴いても何を歌っても圧倒的な歌唱力。心が震えます。トークも絶妙で友人曰く「歌う藤山直美！」ぜひ一度お運び下さい。

佐貫麻希

25年ほど前、親たちが35人学級の署名をしていたのを覚えています。私が大人になる頃には1クラス20人ぐらいになっていて、勉強も分かりやすくなり落ち着いた学校生活が出来るんだろうなと羨ましく思っていました。でも、今年に入り「35人学級断念」の新聞記事。子どもの頃の思い、子を持つ親として、教師を経験した者としては、少人数学級は進めてほしかったです。

井上由梨

ジムに通い始めました。日曜朝一のヨガを一年間無欠席のパワフルなおばあちゃんや、フルマラソンに何度も参加してるおじいちゃんとお話ししていると、とても元気を頂けます。週末しか通えませんが、欠かせない時間になっています。

畑結実

先日、友人たちとスノーボードに行ってきました。普段全くスポーツをしないので、とてもいい運動になりました。以前までは、体を動かすことがあまりなかったのですが、これを機会に体を動かす回数を増やしていきたいと思います。

鈴木佑香

お世話になり始めて半年がたとうとしております。去年の末にパソコンを来年こそ購入すると意気込んで、年明けすぐに購入致しました。購入するという目標は達成いたしましたので、今年は、パソコンを勉強してもう少し使いこなせたらいいなと思います。





北尻總合法律事務所